

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年11月14日

**【四半期会計期間】** 第27期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

**【会社名】** 株式会社免疫生物研究所

**【英訳名】** Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 清藤 勉

**【本店の所在の場所】** 群馬県高崎市あら町5番地1

**【電話番号】** 027-310-8040(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務経理部長 中川 正人

**【最寄りの連絡場所】** 群馬県高崎市あら町5番地1

**【電話番号】** 027-310-8040(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務経理部長 中川 正人

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 提出会社の経営指標等

回次		第27期 第2四半期累計期間	第27期 第2四半期会計期間	第26期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(千円)	525,410	309,264	1,288,914
経常損失( )	(千円)	196,109	51,340	208,417
四半期(当期)純損失( )	(千円)	205,305	52,093	236,162
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	-	1,571,810	1,571,810
発行済株式総数	(株)	-	616,400	616,400
純資産額	(千円)	-	2,681,516	2,892,018
総資産額	(千円)	-	2,936,073	3,163,100
1株当たり純資産額	(円)	-	4,350.29	4,691.79
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( )	(円)	333.07	84.51	383.46
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	91.3	91.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	161,926	-	377,284
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	140,143	-	395,335
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	10,464	-	15,470
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	-	509,444	500,557
従業員数	(名)	-	74	67

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結会計期間等に係る連結経営指標等は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第26期の持分法を適用した場合の投資損益については、関連会社がないため記載しておりません。

第27期の持分法を適用した場合の投資損益については、損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	74 [11]
---------	------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の[ ]外書きは、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)の当第2四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

区分	生産高(千円)
研究用試薬関連事業	56,133
抗体関連試薬販売	21,229
その他の試薬販売	5,077
試薬関連受託サービス	29,826
実験動物関連事業	4,099
疾患モデル動物販売	3,455
疾患モデル動物関連受託サービス	-
飼育・保管等サービス	643
合計	60,232

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社は、主として見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	販売高(千円)
研究用試薬関連事業	178,959
抗体関連試薬販売	95,408
その他の試薬販売	15,713
試薬関連受託サービス	67,838
実験動物関連事業	103,318
疾患モデル動物販売	101,373
疾患モデル動物関連受託サービス	-
飼育・保管等サービス	1,945
医薬関連事業	24,638
体外診断用医薬品販売	24,638
その他事業	2,347
合計	309,264

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主要な輸出先別の輸出高及び輸出割合は次のとおりであります。なお、( )内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	当第2四半期会計期間	
	輸出高(千円)	割合(%)
米国	39,382	69.6
ドイツ	13,745	24.3
その他	3,472	6.1
合計	56,601 (18.3%)	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第2四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
第一三共(株)	39,561	12.8
塩野義製薬(株)	31,169	10.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

## (1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間における我が国経済は、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカの景気後退懸念や株式・為替市場の変動、原油価格の動向等から、逆に景気の下振れリスクが高まりました。このような状況の中、輸出、生産は弱含みとなり、全体的に企業収益は減少しております。設備投資はおおむね横ばいとなっておりましたが、雇用情勢は厳しさが残るなかで改善に足踏みがみられ、また個人消費はおおむね横ばいとなっております。今後の先行きについては、当面、弱い動きが続くとみられております。

一方、我々が業を営む業界においては、このような景気後退懸念に加え、医療費抑制を目的とした医療制度改革が進展しており、業界内での企業競争の激化により経営環境はますます厳しさを増しております。

当第2四半期会計期間の事業別の売上高の状況については、次のとおりであります。

研究用試薬関連事業は価格競争の激化の影響に対し、特に国内向けに、利益率の高い自社製品の販売営業強化に注力しました結果、抗体製品、測定キット製品の売上回復を達成し全体的に増収となり、売上高は178,959千円となりました。

実験動物関連事業は、当事業年度8月1日より販売を開始しました自社開発製品であるアレルギー疾患モデルマウスの売上増に加え、米国Taconic Farms, Inc.の疾患モデル動物に対する需要も戻り傾向となり、売上高は103,318千円となりました。

医薬関連事業は体外診断用医薬品タゴシッドTDMキットの安定的な販売を継続したことから、売上高は24,638千円となりました。本事業での医薬シーズライセンスに関しては、既にアステラス製薬㈱に権利譲渡した抗ヒトオステオポンチン抗体(2K1)の関節リウマチ治療薬としての第Ⅰ相臨床試験が引き続き順調に進んでおります。またIntellect Neurosciences, Inc.に権利譲渡した抗ヒトアミロイド抗体(82E1)のアルツハイマー型認知症治療薬の開発も治療用ヒト化抗体の開発が順調に進んでおります。

その他事業は、水溶性クレアチン水のオーストラリアでのスポーツサプリメント向け販売促進活動強化、また当事業年度8月1日より国内での一般向け販売活動を開始したことから、売上高は2,347千円となりました。

これらの結果、売上高は309,264千円、営業損失は49,686千円、経常損失は51,340千円、四半期純損失は52,093千円となりました。

このような厳しい状況が続く中、当社は継続して自社製品の販売営業強化を継続する一方で、新規の大型となる研究用試薬および抗体医薬品シーズの研究開発、さらには三笠研究所(北海道三笠市)からの新規モデル動物の製品化を目指します。また、企業価値を高めるべく新規技術開発および既存製品の差別化が可能な技術導入への積極的投資を進めてまいります。

## (2) 財政状態の分析

### 資産

当第2四半期会計期間末における資産の残高は、前事業年度末比7.2%減の2,936,073千円となりました。これは主に、事業提携等を目的とした出資等により投資その他の資産が85,264千円増加したものの、売掛金の減少があったことによるものであります。

### 負債

当第2四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末比6.1%減の254,556千円となりました。これは主に、長期借入金の返済10,000千円によるものであります。

### 純資産

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末比7.3%減の2,681,516千円となりました。これは主に、四半期純損失の計上によるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前四半期会計期間

末に比べ53,328千円減少し、509,444千円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は11,073千円となりました。これは主に、法人税等の還付が30,939千円、減価償却費の計上31,802千円があったものの、税引前四半期純損失51,375千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は34,365千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得により25,000千円支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は5,278千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が5,000千円あったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間の研究開発費の総額は87,308千円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	616,400	616,400	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	616,400	616,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)	
区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	183(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	18,300(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき330,000
新株予約権の行使期間	平成17年11月6日から平成22年11月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,300 資本組入額 1,650
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は300個であり、平成16年4月2日開催の取締役会決議において全300個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	3,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成16年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は30個であり、平成16年11月26日開催の取締役会決議において全30個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

## 新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成16年11月26日開催の取締役会決議において20個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年2月15日開催の取締役会決議において30個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

## 新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月5日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年3月15日開催の取締役会決議において5個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。



(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	616,400	-	1,571,810	-	1,416,578

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成20年9月30日現在	
		所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
清藤 勉	群馬県高崎市	111,130	18.03
岩井化学薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町3-2-10	20,000	3.24
野村アール・アンド・エー第二 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町2-2-2 アーバ ンネット大手町ビル	18,470	3.00
松村 展行	東京都世田谷区	16,330	2.65
アント・リード1号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海 上ビル新館5階 日興アントファクトリー株式会社内	15,000	2.43
株式会社ニチレイバイオサイエ ンス	東京都中央区築地6-19-20	15,000	2.43
栄研化学株式会社	東京都台東区台東4-19-9	12,500	2.03
シーインベストメント バイオ・ メディカルファンド投資事業組 合	東京都渋谷区広尾1-1-39 恵比寿プライムスクエア14F	12,000	1.95
梅村 清	愛知県岡崎市	11,700	1.90
ジャフコ・バイオテクノロジー 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2 (株式会社ジャフコ内)	11,250	1.83
計	-	243,380	39.48

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 616,330	61,633	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 70	-	-
発行済株式総数	616,400	-	-
総株主の議決権	-	61,633	-

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,320	2,150	2,045	1,900	1,704	1,350
最低(円)	1,960	2,000	1,901	1,580	1,260	1,000

(注) 株価は、大阪証券取引所(ヘラクレス)におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則を早期に適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	348,775	312,242
受取手形及び売掛金	236,637	487,571
有価証券	175,714	200,360
商品及び製品	97,864	96,884
仕掛品	111,558	106,738
原材料及び貯蔵品	57,689	60,096
未収還付法人税等	-	27,045
その他	6,336	40,421
貸倒引当金	-	500
流動資産合計	1,034,576	1,330,859
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	788,893	821,243
土地	401,787	408,385
その他(純額)	134,446	147,236
有形固定資産合計	1,325,128	1,376,865
無形固定資産		
投資その他の資産	100,432	64,704
投資有価証券	401,826	340,773
その他	77,226	53,015
貸倒引当金	3,117	3,117
投資その他の資産合計	475,936	390,671
固定資産合計	1,901,497	1,832,241
資産合計	2,936,073	3,163,100
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	49,240	40,180
1年内返済予定の長期借入金	20,000	20,000
未払法人税等	4,337	-
賞与引当金	18,800	27,863
その他	79,802	94,020
流動負債合計	172,181	182,065
固定負債		
長期借入金	75,000	85,000
退職給付引当金	923	1,132
その他	6,452	2,882
固定負債合計	82,375	89,015
負債合計	254,556	271,081

	当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,571,810	1,571,810
資本剰余金	1,416,578	1,416,578
利益剰余金	299,659	94,353
株主資本合計	2,688,728	2,894,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,212	2,015
評価・換算差額等合計	7,212	2,015
純資産合計	2,681,516	2,892,018
負債純資産合計	2,936,073	3,163,100

(2)【四半期損益計算書】  
 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	525,410
売上原価	262,440
売上総利益	262,969
販売費及び一般管理費	454,775
営業損失( )	191,806
営業外収益	
受取利息	468
受取配当金	442
法人税等還付加算金	802
保険解約返戻金	1,501
その他	579
営業外収益合計	3,793
営業外費用	
支払利息	897
為替差損	7,168
その他	31
営業外費用合計	8,096
経常損失( )	196,109
特別利益	
固定資産売却益	843
賞与引当金戻入額	8,220
その他	1,097
特別利益合計	10,161
特別損失	
固定資産売却損	3,910
たな卸資産評価損	12,865
その他	1,033
特別損失合計	17,809
税引前四半期純損失( )	203,757
法人税、住民税及び事業税	1,548
法人税等合計	1,548
四半期純損失( )	205,305

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	309,264
売上原価	142,582
売上総利益	166,681
販売費及び一般管理費	216,367
営業損失( )	49,686
営業外収益	
受取利息	433
受取配当金	221
法人税等還付加算金	802
保険解約返戻金	790
その他	368
営業外収益合計	2,615
営業外費用	
支払利息	439
為替差損	3,798
その他	31
営業外費用合計	4,269
経常損失( )	51,340
特別損失	
固定資産除却損	34
特別損失合計	34
税引前四半期純損失( )	51,375
法人税、住民税及び事業税	717
法人税等合計	717
四半期純損失( )	52,093

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純損失( )	203,757
減価償却費	63,013
貸倒引当金の増減額( は減少)	500
賞与引当金の増減額( は減少)	9,063
退職給付引当金の増減額( は減少)	209
受取利息及び受取配当金	910
支払利息	897
為替差損益( は益)	2,431
有形固定資産売却損益( は益)	3,067
売上債権の増減額( は増加)	250,933
たな卸資産の増減額( は増加)	3,393
仕入債務の増減額( は減少)	9,059
その他	21,144
小計	132,711
利息及び配当金の受取額	893
利息の支払額	870
補助金の受取額	49
法人税等の還付額	29,142
営業活動によるキャッシュ・フロー	161,926
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	3,000
有形固定資産の取得による支出	5,740
有形固定資産の売却による収入	6,009
無形固定資産の取得による支出	45,072
投資有価証券の取得による支出	66,250
関係会社株式の取得による支出	30,000
その他	3,909
投資活動によるキャッシュ・フロー	140,143
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	10,000
その他	464
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,464
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,431
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	8,886
現金及び現金同等物の期首残高	500,557
現金及び現金同等物の四半期末残高	509,444

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間  
(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

会計方針の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準の適用)

第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

これにより、当第2四半期累計期間の税引前四半期純損失は12,865千円増加しております。

(リース取引に関する会計基準等の適用)

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、有形固定資産に5,109千円、流動負債に1,114千円、固定負債に3,994千円それぞれ計上されております。なお、これによる、当第2四半期累計期間の営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間  
(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

(たな卸資産の評価方法)

当第2四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、一部実地たな卸を省略し、前事業年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

(固定資産の減価償却費の算定方法)

定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 871,321千円	有形固定資産の減価償却累計額 828,448千円

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)	
販売費及び一般管理費の主なもの	
賞与引当金繰入額	7,838千円
研究開発費	174,929千円

第2四半期会計期間

当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日至平成20年9月30日)	
販売費及び一般管理費の主なもの	
賞与引当金繰入額	5,802千円
研究開発費	87,308千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	348,775千円
有価証券勘定	175,714千円
計	524,489千円
預入期間が3か月を超える定期預金	15,045千円
現金及び現金同等物	509,444千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	616,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社はありますが、損益等からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
4,350.29円	4,691.79円

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期累計期間

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	333.07円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期損益計算書上の四半期純損失( )(千円)	205,305
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	205,305
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	616,400

## 第2四半期会計期間

当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	84.51円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期損益計算書上の四半期純損失( )(千円)	52,093
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	52,093
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	616,400

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

株式会社 免疫生物研究所

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 禎 良

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 茂 喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桂川 修 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第27期事業年度の第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。